

大正十二年勅令第四百七十一號(承諾ヲ求ムル件)外一件特別委員會議事速記録第一號

付託議案

大正十二年勅令第四百七十五號(承諾ヲ求ムル件)

委員氏名

委員長	伯爵副島	道正君
副委員長	子爵権本	武憲君
子爵	富谷	鉢太郎君
板倉	勝憲君	
渡邊	廉吉君	
男爵千秋	季隆君	
男爵今園	國貞君	
男爵伊藤	文吉君	
木内	重四郎君	
阪本	彰之助君	
西久保	弘道君	
湯地	幸平君	
勝田	銀次郎君	
村野常右衛門君		
山田	斂君	

大正十二年十二月十五日(土曜日)午後二時二十
 分開會

○委員長(伯爵松浦厚君) ソレデハ此委員會ヲ開
 キマス、政府委員ノ御説明ヲ願ヒマス

○政府委員(池田寅二郎君) 司法大臣及ビ次官ヨリ御説明申上グル筈ノ所、唯今本會議トモウ一つノ委員會ニ手ガ塞ガッテ居リマスル爲ニ已ムヲ得

貴族院 大正十二年勅令第四百七十一號(承諾ヲ求ムル件)外一件特別委員會議事速記録第一號

ズ私ヨリ代ヅテ一應ノ御説明ヲ申上グマス、先づ四百七十一號ノ方カラ御説明ヲ致シマス、御承知ノシテ株主總會ヲ招集スルコトガ必要トナッテ居ルノアリマス、而カモ十一月十一月ノ交ハ下半月ノ決算期ニナッテ居リマスノデ、多數ノ會社ガ株主總會ヲ招集セネバナラヌ時期ニ當ラテ居ルノデ。ザイマス、然ルニ此度ノ震災ニ依リマシテ株主名簿ヲ喪失イタシマシタ會社ハ頗ル其數ガ多イノアリマシテ、是等ノ會社ハ名簿ガ無ク、ナリマシタガ爲ニ、其發行ニ掛リマスル株式ノ名義人ガ何人デアルカ分ラナイモノガ多少出來タノアリマシテ、是等ハ銳意整理シツ、アリマスルケレドモ、其名義人ヲ確知スルコトガ出來ナイモノガ茲ニ生ジタノアリマス、所ガ十一月十一月ニ總會ヲ招集セナケレバナラヌ時期ガ茲ニ迫リテ參ッタノデアリマス、商法ノ規定ニ依リマスレバ、記名ノ株式ヲ持ッテ居リマスル株主ニ對シテハ株主總會招集ノ通知ヲ各別ニ、各株主ニ對シテ爲サナケレバ、ナラヌト云フコトニナッテ居リマス、若シ其手續ガ一人タリトモ缺ケルト云フコトニナリマスレバ、其決議ニ對シテハ法ノ規定ニ依リマシテ決議無効ノ訴ヲ受ケル、斯ウ云フコトニナッテ居ルノデアリマスカラ、其通知ハドウシテモ完全ニ之ヲ爲サネバナラヌト云フ必要ガアルノアリマス、然ルニ前申シマシタヤウナ事情デ以テ株式ノ名義人ガ分ラナイ、ソコデ其通

知ヲ爲スコトガ出來ナイト云フ、狀態ヲ生ジタノデアリマス、ソコデ此場合、總會ノ招集ガ出來ナイト云通リ株式會社及び株式合資會社ニアリマシテハ、勿シテ株主總會ヲ適法ニ招集スルノ途ヲ取りマスコ論、一般ノ經濟社會ニ頗ル不安ヲ生ジタ次第デアリマス、デアリマスカラ商法モ此際特例ヲ設ケマシテ株主總會ヲ適法ニ招集スルノ途ヲ取リマスコトハ誠ニ緊急ノ必要ガアルト云フコトヲ認メマシテ此勅令ヲ發布セラレルニ至リ次第デゴザイマス、此勅令ノ要點ハ此度ノ震災ニ依リマシテ株主名簿ヲ喪失イタシマシタ會社ニシテ名義人ヲ確知スルコトガ能ハナイ所ノ記名株式ガアル、斯ウ云フ場合ニ於キマシテハ其會社ヲシテ其旨ヲ公告イタサセマシテ、而シテ會社ガ其公告ヲ爲シマシタ時ニハ名義人不明ノ記名株式ハ株主總會ニ關スル規定ノ適用ニ付キマシテハ……商法ノ規定ノ適用ニ付キマシテハ、之ヲ無記名式ノモノト見做シテ、即チ無記名式ノ株主ニ對シマシテハ必シモ通知ヲ出スコトガ商法上必要ガアリマセヌノデ、之ニ對シマシテハ總會招集ノコトヲ公告スレバ宜シト云フコトニナッテ居リマスル故ニ、此手續ニ依リマシテ記名式デアリマシテモ、ドウシテモ總會招集ノ當時ニ名義人ガ分ラナイモノガアッタナラバ、ソレハ無記名式ノモノト之ヲ看做ス、無記名式ノモノニ對シテハ公告ノ方法ヲ執レバ、ソレデ適法ノ通知ガ出來タモノト法律上之ヲ看做スト云フ此手段ヲ執リマシテ適法ニ安心イタシマシテ株主總會ノ招集ガ出來ルト云フコトニ、致シタ

次第デゴザイマス、優先株主ノ總會ト云フコトモ全ク是ト同様ナコトニナッテ居リマス、法律文ニハ、株主總會及優先株主ノ總會ニ關スル規定ノ適用ニ付テハト云フコトニナッテ居リマス、大體ハ唯今申シマシタ通リノコトデアリマス

○鈴木總兵衛君 チヨット政府委員ニ御尋ね致シマスガ、會社トシテ總會ノ通知ヲ發スルニ付アハ原簿方燒失イタシマシタ場合、此手續ヲ執ルト云フコトハ相當ナコトデ、之ニ對シ別段ノ異議モアリマセヌガ、本人ガ既ニ記名ノ株式ヲ持ツテ居ルト云フモノガアリマス、ソレ等ハドウ云フ風ニ御扱ヒニナル積リデアルカ、株式ノ臺帳ハ燒ケテ無イガ、株券ハ本人ガ持ツテ居ル、是等ニ對シテハ假リニ若シ其本人ガ總會ノ通知ヲ發スル以前ニ其會社ニ申出ルガ相當ノコトデアリマス、相當ニ申出タカ、或ハ申出ヲセヌカ、申出ヲセヌトキハ是不行ケマスガ、若シ申出ヲシタ者ガアッタキハ、ソレハドウ云フ御取扱ヒニナリマスカ

○政府委員(池田寅二郎君) 御尤モナ御尋デアリマス、株主名簿ガ茲ニ燒ケマシテ、會社ノ方カラ見マスレバ、ドナタガ其株主デアルカ分ラナイト云フ茲ニ株ガ出來テ來ルト云フ狀態デアリマスレバ、ソレヲ公告イタシマシタ所ガ、其株ヲ恰モ所有シテ居ル所ノ株主ニ於キマシテハ其公告ニ依リマシテ、或ハ自分ノ株ガ會社ニ於テ不明ニナッテ居ルカモ知レナイト云フコトガ分リマスル故ニ、其コトヲ明ニ致シマスル爲ニハ、會社ニ其コトヲ通告サレルナリ、或ハ會社ニ其株券ヲ見セルナリ致シマシテ、自分ガ其株式ノ名義人デアルト云フコトヲ會社ニ確知、確認イタサシムル所ノ手續ヲ執ラレマス

レバ、サウシマスレバ、ソレハ會社ノ方デ即チ名義人ヲ確知スルコト能ハザル株式ト云フコトデハナク、名義人ヲ確知シタ所ノ株主ト云フコトニナリマスルノデアリマス、デアリマスカラ其場合ニ總會招集ノ通知ヲセラレタ株主ニ於テデハナシ、セラレナイモノガアルトシテ、其名義ヲ無記名式ノモノトシテ公告イタシテ置キマス場合ニ、其前ニ……招集ノ公告ヲ致シマスル前ニ、唯今申シマシタヤウナ手續ヲ執ツテ、會社ニ其株式名義ヲ確認シテ貰フト云フコトニナリマスレバ、ソレニ對シテハ無論會社ノ方デハ通知ヲシナケレバナラズト云フコトニナルノデアリマスルガ、會社ノ方デ名義人ノ不明ナ株ガアルト云フコトデ以テ其旨ノ公告ヲ爲ス同時ニ、總會招集ノ公告ヲシクト云フコトニナリマシテ、其公告ガアッタ後ニソレヲ見マシテサウシテ株式ヲ提供シテ名義人タルコトヲ確認シテ貰フト云フコトガアリマシタ時ニ、其者ニ對シテ前ノ公告ハ適法デアルカナイカト云フコトノ問題ニ付キマシテハ、會社ガ招集ノ公告ヲスル當時於キマシテ矢張リ名義人ノ分ラナイモノガアッタナラバ、其公告ト云フモノハ、詰リ招集ノ手續トシテハ完全ナモノデアル、デアリマスカラ後トカラ其株主ガ分シテ來マシテモ、其總會招集ノ爲ニ更ニ認サレテ居リマシタ以上ハ、其株モ矢張リ記名株ト致シマシテ當リ前ノ商法ノ規定ニ依テ株主權行使ノコトガ出來ル、斯ウ云フコトニナルカト思ヒレドモ、是ヨリ先キ既ニ其株主タルコトヲ會社ニ確認アレバ、一週間前ニ株ヲ提供シナケレバ株主議決權ハ行使ガ出來ナイト云フコトニナリマスルケレドモ、是ヨリ先キ既ニ其株主タルコトヲ會社ニ確認サレテ居リマシタ以上ハ、其株モ矢張リ記名株ト致シマシテ當リ前ノ商法ノ規定ニ依テ株主權行使ノコトガ出來ル、斯ウ云フコトニナルカト思ヒマス

○男爵岩倉道俱君 政府委員ニ伺ヒマスガ、凡ソ震災上法人ノ何割位ノモノ……實際ノ問題ガ起リマスカ詰リ株主原簿マデ燒イテ了ッタト云フノハ凡ソ、詳シイコトハ御分リニナラヌデモ、大體ドノ位、一割トカ二割トカ、凡ソノコトデ宜シウゴザイマスガ……

○政府委員(池田寅二郎君) 御答ヲ致シマス、是ハ十月十八日頃ノ調デアリマスガ、其時分ノ調デ船テ株主名簿ヲ燒キマシク會社ノ數ガ百バカリアリマス

○委員長(伯爵松浦厚君) 百デスカ

○政府委員(池田寅二郎君) ハイ

○男爵岩倉道俱君 神奈川縣東京近縣總テ種災地

デ百デアリマスカ……

○政府委員(池田寅一郎君) 東京横濱ノミト忠ヒ
マス、外ハタシカ無カッタト思ヒマス

○男爵矢吹省三君 政府委員へ御尋シマスガ、公告
ノ效果ハ唯ミ單ニ株主總會招集通知ノコトニ限ッ
テ居リマスカ、ソレトモ他ニ株主トシテノ權ニ公
告ノ效果ガ及ブノデアリマスカ

○政府委員(池田寅一郎君) 主トシテ眼中ニ置キ
マシタノハ總會招集ノ手續カ完全ニ出來レバ宜イ
ト云フコトニナッタノデアリマスガ、此規定ト致シマ
シテハ總會ニ關スル規定ト云フコトニナッテ居リ
マスル、總會ノ招集竝ニ決議權ノ行使ト云フ所迄、
此規定ハ及ブモノト思ヒマス

ニ伺ヒタイ

(速記中止)

○委員長(伯爵松浦厚君) ソレデハ速記ヲ御願ヒ
致シマス

○政府委員(池田寅一郎君) 次ニ勅令四百七十五
號ニ付テ御説明申上ゲマス、此度ノ震災ニ依リマン
テ、經濟界ニ一大變動ヲ來シマシタ事ハ唯今申上
ゲル迄モナイコトゾザイマス、其爲ニ株券其他
有價債券ヲ初メ財産ノ價格ニ著シキ減少ヲ來シタ
ノデアリマシテ、其爲ニ會社其他ノ法人ノ中デ自
分ノ財産ヲ以テ其債務ヲ完全ニ支拂フコトノ出來
ナイ狀態、即チ之ヲ外ノ言葉デ申シマスレバ、債務
ガ其財産ニ超過シタ、即チ債務超過ノ狀態ニ陥リ
マシタモノガ少ナクナインデアリマス、然ルニ民
法、商法、破産法其他各種ノ法令ニ、規定ガアリマ
スルガ、其規定ニ依リマスレバ、會社其他ノ法人ハ、

自然人ト異リマシテ、其資產ノ計算上、債務ガ財產

ヲ超過スル、即チ債務超過ノ狀態ニ陥リマシタ時

ニハ、法律上破産ノ宣告ヲ受ケルコトニナッテ居リ

マスシ、又法人ノ理事、會社ノ取締役等、其會社ノ

責任者ト云フ者ハ、自ラ進ンテ破産ノ申立ヲナサ

ネバナラヌ所ノ義務ガアルノデアリマス、其義務

ニ違反シマシテ、申立ヲナシマセヌ時ニハ、罰則

ノ適用ヲ受クルコトニナッテ居リマス、サウ云フ事

情デアリマスカラ、現行法ノ規定ヲ直ニ此狀態

ニ當嵌メテ見マスルト云フト、多數ノ法人ハ震災

ト云フ、此事變ノ爲ニ、今迄立派ナ資產狀態デアッタ

者ガ、俄ニ破産ノ危機ニ瀕シタガ、茲ニ出來タノ

デアリマス、之ヲ此現行法ノ規定ヲ嚴格ニ適用シマ

スレバ、破産者ガ頗ル續々出來ル、其結果財界ノ混

亂ヲ生ズルト云フ、狀勢ニ陥ルコトニナルノデア

リマス、所ガ一面カラ見マスレバ、此度ノ債務超過

ノ狀態ト云フモノハ、震災ト云フ此一時のノ事變

ノ爲ニ起リマシタ、一時的ノ現象デアリマシテ、之

ニ假スニ相當ノ時日ヲ以テ致シマスレバ、多クノ

者ハ自ラ之ヲ恢復スルト云フ見込ガアルモノト

認メラレル次第ゴザイマス、デアリマスカラ、旁

ミ是等ノ法人ニ對シマシテ、一定ノ期間破産ヲ止

メル、停止スルノ特例ヲ設ケマスルコトガ經濟界

ノ不安ヲ防止イタシマスル爲ニ極メテ緊急ノ必要

ガアルコト認メラレマシタ結果、此勅令ヲ發布

スルニ至リマシタ次第ゴザイマシテ、此案ノ要
點ト致シマスル所ハ大正十二年九月一日以後ニ於
キマシテ債務超過ノ狀態ニ陥リマシタ法人ニ對シ
過ノ狀態ニ陥タモノヲ救フ趣旨デアリマスルカ
ト云フコトニ致シマシタ次第ゴザイマス、尙ほ又此
震災ニ依テ一時的ノ財產價格ノ變動等ニ依テ債務超
過ノ狀態ニ陥タモノヲ救フ趣旨デアリマスルカ
ト云フコトニ致シマシタノデアリ

コト頗ル遠距離ニアル所ノ地方ニアルモノハ、震災等ノ全ク影響ノナイモノアリマセウ、ソレハ震災ノ影響ニ依ラズシテ財産狀態ガ極メテ悪カッタ、即チ債務超過ノ狀態ニ陥リマシタ、斯ウ云フモノヲ特ニ茲ニ救フト云フ所以ノ理窟モアリマスカラ、斯ウ云フモノモサウ云フ震災ニ依ラズシテ債務超過ニ陥ッタ云フコトノ明アリマスルモノニ付キマシテハ、矢張リ此例ヲ用ヒマセヌコトニ致シマシタ、其コトヲ明ニ致シマシタ次第デアリマス、大體右様ノ趣旨デゴザイマス

○鈴木總兵衛君 御伺ヒ致シマス、唯今ノ政府委員ノ御説明ニ依リマスルト震災ニ遭ハヌ地方ノモノモ、其震災ノ爲ニ或ハ東京其他ノ地方ヘ物ヲ送^フテ其代金ガマダ取^フテナイ、或ハ金ガ貸シテアル、何時モナラバ吳レルノデアルケレドモ震災ノ爲ニ其義務者ガ支拂ヲスルコトガ出來ヌノダ、ソレガ爲ニ其貸シタモノモ、矢張リ同ジク災難ニ遭^フタ云フヤウナ狀態ノモノハ、矢張リ此震災地ト同様ノモノト看做ズ、斯ウ云フ御趣意ニ伺^フテ宜シウゴザイマスカ

○政府委員(池田寅一郎君) 御尤ノ御尋デゴザイマシテ、私ガチヨット遠距離ト云フコトヲ申シシタノデ此法律ガ恰モ震災地ニ限ルト云フガ如キ意味ニ聞エマシタノハ説明ノ足ラザル所デアリマス、震災ト沒交渉デアルト云フ事例ヲ唯舉ゲマスル爲ニ申シマシタノデアリマス、場所ノ遠近イト云フコトガ明ニ分^フテ居リマスルモノハ之ヲ適用セヌト云フ越旨デアリマス、唯今御舉ゲニナリマシタヤウナ事例ノ如キハ即チ此震災ニ依テ

財産ニ缺損ヲ來タシタト云フ風ノ事例ニ當ルコト存ジマス

○鈴木總兵衛君 唯今ノ政府委員ノ御答辯デ大體分リマシタガ、簡單ニ言ヒマスルト、名古屋デモ、大阪デモ、其他デモ東京ト取引多々アリマスル、是等ノ債權者ハ其債務者ガ拂ハヌガ爲ニ同ジ影響ヲ蒙^フタヤウナ運命ニナリマスルガ、是ハ同様ト看做ストスウ露骨的ニ婉曲デナイ^シサウ云フ風ニ承知シテ置イテ宜シウゴザイマスカ、チヨット尙ホ念ノ爲ニ……

○政府委員(池田寅一郎君) 正ニ其通リデゴザイマス

○男爵矢吹省三君 第一項ニ付テ伺ヒタイノデアリマスガ、但書ト本文トノ關係ガゴザイマスルガ、法人ガ支拂ヲ爲スコトヲ得テ債務ヲ完済スルコト能ハザル場合ニノミ此規定ガ適用サレルノデアリマスカ、詰リ債務ヲ完済スコトガ出來ナイデモ支拂ガ出來ル場合ハ之ヲ法律ノ適用ニ依テ破産ノ宣告ヲ停止スルコトガ出來マスケレドモ、支拂ノ出來ナイ場合ハ矢張リ從來ノ通り取締ルト云フコト了解イタシテ宜イノデスカ、債務ヲ完済スルコトガ出來ナイノデ支拂ヲナシ得ル場合、詰リ債務ノ金額ガ個々ニ請求シタ場合ニ債務ノ金額ガ少ナイ場合、サウ云フ場合ガアリ得ルト思ヒマスガ、サウ云フ既ニ債務ヲ完済スルコトガ出來ナシキ損傷ヲ蒙リマシテ、ドウシテモ融通逼迫ノ状態ニ陥^フテ拂フコトガ出來ナイト云フコトニナリマシタ以上ハ致シ方ガナイデスカラ、サウ云フモノハ一般ノ原則ニ從テ破産ノ宣告ノスル、斯ウ云フコトニシマスノデアリマス

○男爵矢吹省三君 具體的ニ伺^フテ見マスト、詰リ債務超過ノ程度如何ト云フコトニナルノデゴザイマスカ、債務ガ超過シテモ極ク僅ノ超過ノ場合ハ融通ガ利キマスケレドモ、ソレガ相當多額ニナリマスト云フト融通ガ利カナクナル、即チ其場合ハ支拂ヲナスコトガ能ハザル場合デ、此法律ノ恩

コトニ掲ガマシタノハ、民法商法等ニモ其文例ガゴザリマシテ、其財産ヲ以テ債務ヲ完済スルコト能ハズト云フコトハ全ク此資産ト負債、積極的財產ト、消極的財產ノ計算ノ上カラシテ消極的財產ノ方ガ多イト云フ狀態ヲ指スノデアリマス、所ガサウ云フ狀態デアリマシテモ會社ノ信用ガ十分デゴザイマスレバ、支拂ノ請求ガ少額ノ場合ハ勿論デゴザイマセウガ、相當多額ノ請求ガアリマシテモ支拂ヲ停止スルト云フコトハナイドン^シ、支拂ガ出來ルト云フコトガ多イノデアリマス、ソレデ支拂ノ停止ト云フコトニ至リマセヌデモ、凡ソ法人ト云フモノハ財產狀態ガバ破産ヲスルト云フノガ原則^シナ^シテ居ル、其狀態ハ、是ハ一時的ノモノデアルカラ、是ハ宜シク救濟スペキモノデアルト云フコトデ、其事由ヲ以テハ破産ノ宣告ラシナイ、斯ウ云フコトニ致シマシタノデゴザイマス、モウ既ニ信用狀態ニマデ甚シキ損傷ヲ蒙リマシテ、ドウシテモ融通逼迫ノ状態ニ陥^フテ拂フコトガ出來ナイト云フコトニナリマシタ以上ハ致シ方ガナイデスカラ、サウ云フモノハ一般ノ原則ニ從テ破産ノ宣告ノスル、斯ウ云フコトニシマスノデアリマス

○政府委員(池田寅一郎君) 御尤ノ御疑問デゴザイマス、茲ニ「債務ヲ完済スルコト能ハズ」ト言フ惠^シ受ケナイ場合デゴザイマスガ、從テ他ノ法文

ノ言語ヲ擧ゲテ見マスト、少額ノ債務ノ超過ノ場

合ニノミ適用ヲ受ケルコトニナリハシナイカト思

フノデゴサイマスガ……

○政府委員(池田寅二郎君) 御答イタシマスガ、

御示シノヤウナ場合ニハ勿論此法律ヲ適用ヲ受ケル

コトガ多カラウト思ヒマスガ、比較的多額ノ債務

超過ガアリマシテモ、其運用者其人ノ技倅其他ノ

事情ニ依リマシテハ信用ガ持続シテ居ルト云フモ

ノニ於キマシテハ、必シモ常ニ所謂支拂不能ノ状

態ニ陥ラナクシテ、其難關ヲ切抜ケルト云フコト

モアルダウカト思フノデアリマス。

○男爵矢吹省三君 今御説ノヤウナ法人ハ此法律

ガナクモ差支ナク……詰リ破産ノ宣告ヲ受ケズ

ニ行ケル法人ヂヤナイカト思フノデアリマスガ

○政府委員(池田寅二郎君) 御尤モノ御意見デゴ

ザイマスルガ、現行法ノ儘ニシテ置キマスレバ債

務超過ノ状態ニ陥リマスレバ、假令其信用状態ガ

鞏固デアフテ、支拂ヲナスニハ少シモ差支ナイト云

フヤウナモノデモ、其法人ノ理事者ハ自ラ進ンデ

破産ノ申立ヲシナケレバナラナイ、又ソレヲシナ

ケレバ、ソレハ責任ガアル、又他ノ債権者ガ破産ノ

申立ヲスレバ是ハ裁判所トシテ其宣告ラシナイト

云フコトニハ是モ行カナイコトデアラウト思フ、

又モノニ依リマスレバ、裁判所ハ職權ヲ以テ破産

ノ宣告ヲスルト云フコトニナッテ居ル法人モゴザ

イマス、デアリマスカラ、十分信用ノアルモノデ

アフテモ、此一時ノ變災ノ爲ニ破産ノ宣告ヲ受ク

ル、理事者ハ其破産ノ申立ヲシナケレバナラヌ、セ

ナケレバ責任ガアルト云フヤウナ状態ヲ此處ニ規

定シタノデアリマス、ソレヲ救濟スルト云フノガ

此案ノ趣旨デアリマス

○男爵岩倉道俱君 例ヲ擧ゲレバ、例ヘバ不動産

ヲ……例ヘバ家屋デスナ、貸家ヲ澤山持ツテ居ツタ

會社ガ、ソレヲ擔保トシテ十万圓借リテ居ツタ、ソ

レガ百万圓ノ値打ガアッタ、ソレガ今度火事ニ遭フ

テ焼ケチャッタ云フヤウナ場合ニ、火災保險ハ取

レナイト云フヤウナ場合ニ敷金ヲ返還シナケレバ

ナラヌ、ト云フヤウナ問題ガ起ツテ來ル、ト云フヤ

ウナ場合ニハドウ云フコトニナッテ來マスカ

○政府委員(池田寅二郎君) 適切ナ例デアラウト

思ヒマスガ、其事變ガナカタナラバ、債務ヨリモ

擔保ナルモノノ價格ガ非常ニ多クナルノデアリマ

ス、外ノ條件ヲ拔ギニシマシテハ唯ソレダケノ貸

借トシマスレバ、如何ニモ釣合ヒガ取レテ居ツタノ

デアリマスガ、家ガ震災デナクナッタ、即チ其法人

ノ資產ト云フモノハ一時ニナクナッタ、残ル所ハ債

務、加フルニ敷金返還ノ債務ト云フモノガ出來タ、

是モマサシク此一時ノ變災ニ依テ其法人ノ財產ヲ

以テ其債務ヲ完済スルコトガ出來ナイ状態ガ此處

ニ現レテ來タ、斯ウ云フコトニナラウカト思ヒマ

ス、ソレハ一年間恢復ノ餘地ヲ與フルト云フコト

ガ此案ノ趣旨デアリマス

○委員長(伯爵松浦厚君) 速記ヲ止メテ……

〔速記中止〕

○菅原通敬君 チヨット御伺シマスガ、震災ノ影響

ニ依テ法人ガ其財産ヲ以テ債務ヲ完済スルコト

ノ出來ナイ場合ニ於テ破産ノ宣告ヲ爲スコトヲ

シマシタ次第ゴザイマス、色々方策ヲ立テテ見マ

シタノデアリマスガ、ドウモ其損害ヲ一時ノ損害

ニ立テナイデ之ヲ數期ニ分ツトカ、又色々財産

ノ評價目録ノ調製等ニ付テ、法律上茲ニ特別ノ手

段ヲ取ルト云フコトハ却テ宜クアルマイト云フコ

トデ、實ハ其點ハ商法ノ規定ニ譲テ居リマスルヤ

ウナ次第ゴザイマス

○菅原通敬君 既ニ御説明ガ過ギテアッタラウト

思ヒマスルデスガ、此債務ヲ完済スルコト能ハザ

ルト云フコト支拂ヲ爲スコト能ハザルト云フノ

ハ、ドウ云フ關係ニナルノデアリマセウカ、モウ一

度……

○政府委員(山内確三郎君) 是ハ此勅令ダケヲ見レバ甚ダ其文字トシテオカシナコトニナッテ居ル、支拂ヲナス能ハズ、債務ヲ還済スル能ハズト云フ文章ガ同ジコトデアリマスガ、是ハ破産法ノ條項トシテ特ニ此間ノ區別ガアル、格別此意味ニ於テ支拂ヲナス能ハズト云フコトハ一般破産條件ノ支拂ヲナス能ハザルト云フコトト、ドウ云フ意味カト云ヘバ其信用ヲ以テスル、腕ヲ以テスル、貯産ヲ以テスルモ、ドウシテ支拂ヲスルコトガ出來ヌト云フコトガ、支拂ヲナスコト能ハズ、或ハ財產ヲ以テモ支拂ヲナス能ハズ、詰リ現在ノ債務ハ、財產ヲ持テ居ルガ財產デ支拂フコトガ出來ナイト云フモノガアル、サウ云フヤウナ支拂ヲナス能ハザルモノモゴザイマス、法人ノ債務ヲ有テ居ルモノデ其債務ヲ還済スル、支拂フ出來ル者ガアル、信用アッテ借金ヲシテ支拂ヲスルコトノ出來ル場合、併ナガラサウ云フ場合、支拂不能狀態ニ陷ルモノ、或ハ支拂停止ノ狀態ニ陥ラヌデモ、財產ヨリ債務ノ方ガ多クシテ債務ガ結局財產ニ超過ヲシテ「バランス」ヲ取ルト「マイナス」ガ多イ、其場合ニハ重役ナリ支配人ノ手腕ニ依テ立派ニ支拂ハレル財產、其場合ニモ破産ノ宣告ヲスルト云フコトニナッテ居ル、即チ株式會社ノ如キ法人ハ人ノ會社ト云フヨリ物ノ會社デアル、物ヲ本位トスル會社ヲ經營スルノデアル、財產ガ足リナカッタナラバ、其支拂能カト狀態ノ如何ニ拘ラズ破産ノ宣告ヲスルト云フコトハ、破産法ニ書キ分ケテ定メテアル、其文字ヲ持テ來テ債務ヲ還済スル能ハザル者、ソレカラ單純ニ支拂ヲ爲ス能ハザルモノ、最モオカシイノハ、震災ノ影響ニ依ラズ債務ヲ還済スルコト能ハズ、

○菅原通敬君 其財產ヲ以テ債務ヲ還済スル能ハザル場合ハ、即チ支拂ヲ爲スコト能ハザル場合ノ時デアラウト思フ、ソレデ今ノヤウナ成程、御解釋ニ依ラレルト致シマシテモ、其會社ノ支配人ナリ或ハ社長ナリノ腕トカ信用トカ云フモノニ依テ支拂ヲナシ得ルナラバ、財產ヲ以テ債務ヲ還済スルコトガ出來ナクテモ、其場合ハ支拂ヲナス能ハザル場合デハナイ、支拂ヲナシ得ル場合デアルト斯ウ御覽ニナラウト思ヒマスガ、如何ニシテ會社ノ信用ナリ或ハ支配人ノ腕ナリト云フモノニ依テ財產ヲ以テハ此上還済方出來ナイカ、腕ヤ信用ヲ以テ支拂ヲナスコトガ出來ルモノデアルト云フ御認定ヲナサルノデアリマスカ

○政府委員(山内確三郎君) 實際ノ法人ノコトヲ考ヘマスレバ資本モナクナッテ仕舞ヒ、サウシテ財產ト債務トヲ比較シテ見ルト資本ノ保存ナキノミナラズ、全ク負債バカリニナッテ居ルト云フヤウナ狀態デアル以上ハ是ハ實際ノ場合ニ於テ多ク支拂不能ノ狀態デアラウト思ヒマス、事實ハ併ナガラ法律ノ立方ハ支拂ヲナスコト能ハズト云フノハ、如何ナル方法ヲ用キテモ支拂ヲナスコトガ出來ヌ、財產アツテモ支拂不能ノコトモアリ、財產ナクテモ支拂可能ノコトモアル、法人以外ニ付テハ天秤棒アリマスガ、サウ云フ場合ニ依リ支拂可能ト御認メニナルニハ、ドウ云フコトカラ御認メニナリマスカ、ト云フコトヲ伺ッタノデアリマス

○政府委員(山内確三郎君) 私ノ先刻申シマシタ具體的ノコトニナルカモ知レヌガ、是ハ玄人デナイカラ分リマセヌガ、農商務省ノ調査ニ依リマスト、保險會社ノ最モ健實ナル保險會社、是ハ支拂不能デモ何デモナイ、併ナガラ保險債務ト云フモノ

司法省民事局長 池田 寅二郎君

ハ澤山ノモノガアル、此債務ト財産トヲ今日震災
ノ結果ニ比較シテ見ルト、最モ信用アル保險會社
ト雖モ財產ノ方ガ足ラナイト云フコトニナッテ居
ルト云フコトヲ、農商務省ノ當局ノ調査ニ依ツテ私
ハ承リマシタ、其事ヲ申上ゲルコトヲ忘レテ居タ
ト言ッテハ甚ダ相濟ミマセヌガ具體的ニ考ヘタ
ラ、有リ得ルト云フコトヲ言ッタノハ誤リトシテ取
消シテ置キマス

○委員長(伯爵松浦厚君) モウ御質問ハアリマセ
ヌカ

○菅原通敬君 モウアリマセヌ

○委員長(伯爵松浦厚君) 如何デス、モウ質問ハ
ナイヤウデアリマスカラ此席デ兩案トモ承諾ヲ與
ヘルコトニ決メテハ如何デアリマス

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○委員長(伯爵松浦厚君) ソレデハ左様取極メマス

出席者左ノ如シ

午後三時三十一分散會

委員長 伯爵松浦 厚君

副委員長 菅原 通敬君

委員 子爵伊藤 二郎丸君

河村 善益君

男爵長松 篤棐君

男爵岩倉 道俱君

男爵矢吹 省三君

鈴木ト總兵衛君

國務大臣

司法大臣 平沼 駿一郎君

政府委員

司法次官 山内 確三郎君

貴族院 大正十年二勅令第四百七十一號(承諾ヲ求ムル件)外一件特別委員會議事速記録第一號 大正十二年十二月十五日

八

大正十二年十二月十八日印刷

大正十二年十二月

十八日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局